

2021年6月2日

各位

会社名 タイガースポリマー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 渡辺 健太郎  
(コード番号：4231 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 後藤 秀彦  
(TEL：06-6871-8056)

## 「第79期定時株主総会招集ご通知」に関する一部訂正について

「第79期定時株主総会招集ご通知」について、一部訂正すべき箇所がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもちまして、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

### 記

下記4箇所について訂正いたします。

#### 1. 株主総会参考資料 第2号議案「取締役7名選任の件」候補者番号6（12～13頁）

##### 【変更前】

（記載なし）

##### 【変更後】

##### 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

本議案において、野尻恭氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続きD&O保険の被保険者となる予定であります。

## 2. 株主総会参考資料 第2号議案「取締役7名選任の件」候補者番号7（14～15頁）

### 【変更前】

（記載なし）

### 【変更後】

#### 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

本議案において、河本高希氏の選任が承認可決された場合には、同氏はD&O保険の被保険者となる予定であります。

## 3. 株主総会参考資料 第3号議案「監査役1名選任の件」（16～17頁）

### 【変更前】

（記載なし）

### 【変更後】

#### 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

本議案において、釜中利仁氏の選任が承認可決された場合には、同氏はD&O保険の被保険者となる予定であります。

#### 4. 事業報告 「4 会社役員に関する事項（1）取締役および監査役の状況」（注）5（28 頁）

##### 【変更前】

当社は、取締役（社外取締役を除く）と常勤監査役を対象として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O 保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は 1 年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

##### 【変更後】

当社は、当社および当社の子会社の取締役と監査役を対象として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O 保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は 1 年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以 上